

第 8 1 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和元年 11 月 25 日（月） 14：00～16：30
場 所	県庁本館 4 階 4－A 会議室
出席委員	杉浦委員長、小林副委員長、北谷委員、中本委員、福山委員

結果

議題（1）～（3）については、事務局案で承認された。

議題（4）については、低入札価格調査について意見を付した（案件⑤）。他の案件については入札契約手続きに問題は見られなかった。

●委員長、副委員長の選任

委員長に杉浦委員、副委員長に小林委員が選任された。

議題(1)：滋賀県入札監視委員会の運営について

事務局	<p>下記資料を事務局より説明</p> <p>（資料 1）滋賀県入札監視委員会について</p> <p>（資料 2）滋賀県附属機関設置条例</p> <p>（資料 3）滋賀県入札監視委員会規則</p> <p>（資料 4）滋賀県入札監視委員会運営要領</p> <p>（資料 5）滋賀県入札監視委員会 日程(案)について</p> <p>（資料 6）審議対象案件の抽出方法について</p> <p>（資料 7）滋賀県入札監視委員会 抽出事案輪番委員(案)</p>
委員	抽出について、どの案件を選択するのは各委員の裁量ということか。
委員長	委員の判断でお願いしたい。
委員長	事務局（案）のとおりとしてよいか。（各委員了承）

議題(2)：令和元年滋賀県入札監視委員会報告書(案)について

事務局	<p>下記資料を事務局より説明</p> <p>令和元年滋賀県入札監視委員会報告書(案)</p>
-----	---

委員	入札方式はどのように決定するのか。
事務局	実施要領に基づいて決定している。
委員	プロポーザル方式は技術的な内容を審査するのか。
委員長	入札監視委員会では制度に基づいて適切に運用されているか、制度が適切かといった観点で審議をいただきたい。
委員長	事務局（案）のとおりとしてよいか。（各委員了承）

議題（３）滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続きの運用状況等の報告（平成 31 年 4 月～令和元年 7 月）について

事務局	<p>下記資料を事務局より説明</p> <p>（資料 1）入札方式別発注工事総括表</p> <p>（資料 2）入札方式別発注工事一覧表</p> <p>（資料 3）入札参加停止等の運用状況一覧表</p> <p>（資料 4）審議対象工事等一覧</p> <p>（資料 5）滋賀県発注工事等落札率の推移</p> <p>（資料 6）落札決定誤りの状況一覧表</p>
委員長	入札参加停止が同じ業者で 2 件あり、期間が重なっているがどうか。
事務局	入札参加停止期間中の業者について別件により再度入札参加停止を行う場合の始期は再度入札参加停止の措置を決定した時となる。今回は 1 回目を措置した後に別の談合事案で逮捕されたため別案件として措置した。

議題（４）抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

①番号 1【令和元年度 第 1 号 淡海地区ため池改修第 2 工事】

高島農業農村振興事務所 一般競争入札（簡易型）

発注機関	（概要説明）
委員長	ため池から琵琶湖に流れる自然の水路はあるのか。
発注機関	石田川がある。もともと溪流をせき止めて作られている。
委員	総合評価方式での落札決定は予定価格の範囲内であるか確認し、その次の段階で評価値が高いものを選ぶのか。また、応札の金額は高いが評価値が高いことで逆転することがあるのか。

事務局	評価値を算出し、評価値が最も高い業者が落札候補者となる。ただし、応札金額が予定価格を超過するとその業者は落札候補者とはならない。評価値で判断しその後 に価格の判断を行う。
委員	評価値が高いことで金額が高い業者が逆転することはいえる。
事務局	評価調書において、落札者のみ技術点の記載されているのはなぜか。
委員長	開札時に落札候補者のみ書類を確認する入札方式のためである。
事務局	自己評価を過大に記載している場合はどうなるのか。
委員長	自己申告の内容が過大であれば入札は無効となる。証拠書類も提出する。
委員長	手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)

②番号 90【平成30年度 第15号 国宝光浄院客殿保存修理工事】

文化財保護課 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	(概要説明)
委員	落札率が高いが伝統的な工法においても予定価格は設定されているのか。
発注機関	設定している。
委員	総合評価方式で実施しなかったのはなぜか。
発注機関	文化財の修理工事はその時代に建てられた技法を忠実に守って修復を行うこと になる。技法が決まっており新たな提案を行う余地がないためである。
委員	技術力は評価しないのか。
発注機関	使用する技術は1つでその技術で修復することになっている。
委員	そういったことはどこで決定するのか。
発注機関	教育長協議で決定する。
委員	入札参加の要件に実績が設定されている趣旨は。
発注機関	伝統技法を持った業者に限定するために実績要件を設定した。伝統技法を持った業 者には参加資格がある。
委員長	どのくらいの頻度で工事があるのか。
発注機関	県内は文化財の数が多く毎年こういった工事がある。15年以内では必ず経験され ている。
委員	最低制限価格には材料費や労務費を考慮しているのか。
事務局	考慮している。最低制限価格の算定には中央公経連のモデルの算定式を参考にし ている。最低制限価格を下回っていなければ材料費や労務費で不当なことはされ ないと判断している。
委員	どの業者も同じような金額で予定価格に近い金額だ。積算のソフトウェアがある のか。

発注機関	標準単価資料があり、それを参考にすると同じような金額になる。同じ作業になるので差が生じにくいと思われる。
委員	今回の案件で過去の実績要件を設定することは合理的であると考えているが、新しく会社を設立した場合は受注できないのか。
発注機関	例えば民間からの受注で実績を積むことは可能だ。
委員長	手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)

③番号 215【平成30年度 第X332-9号 栗東信楽線他(冠水対策)補助道路修繕設計業務委託】

甲賀土木事務所 一般競争入札(事後審査型)

発注機関	(概要説明)
委員	落札率が100%であるのは不自然ではないか。
発注機関	この業務は積算基準書と見積により予定価格を算出しているが、単価を明示しているため業者が県と同じ予定価格を算出することができる。 落札者以外の業者が最低制限価格未満の入札により失格となっているが、予定価格をもとに最低制限価格を予想して入札を行った結果であると思われる。
委員	最低制限価格を予想したが結果として下回ったということか。
委員長	最低制限価格を狙いすぎて失格になってしまった事例だ。
委員	落札者についてはどのようなことが考えられるか。
事務局	入札には参加しようという場合に予定価格に近い金額で入札することがある。
委員長	このような案件で談合はあるのか。
事務局	談合があったとは考えていない。県の積算を再現して金額を予想していると考えている。
委員	結果的に契約金額が高くなってしまったのではないか。
委員長	積算上は不適切な価格ではない。
事務局	本来は予定価格の金額がかかる仕事であり競争原理が働くことで価格が下がると考えている。
委員長	手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)

④番号 422【平成31年度 第RD-3号 旧産業廃棄物最終処分場二次対策工事施工監理業務委託】

循環社会推進課 随意契約

発注機関	(概要説明)
委員	随意契約の理由に現場に熟知しているということであるが、設計書のとおり監理

発注機関	をすることは他の業者でも可能ではないのか。 設計も同じ業者が行っている。設計の際には廃棄物の調査のためボーリング調査を実施している。地中の状況を熟知しており工事の状況に応じた迅速な対応が可能であると考えている。
委員	設計書を見ることで工事内容が把握できるのではないかと考えるが、設計段階から知っていないとわからない監理になるということか。
事務局	廃棄物が地中に埋まっており確認が容易ではない。地中の構造を熟知している者が対応することが安価で効率的であると判断している。
委員長	不確定な要素が多くそこも含めて判断してほしいということ。
委員	ボーリング調査の情報を他の業者が引き継ぐのは大変である。
委員	一次対策工事の監理も同じ業者か。
発注機関	そのとおりだ。設計も同じ業者である。
委員	先行して関わっていたから代替性がないということだが、一次対策工事の際も随意契約だったのか。
発注機関	一次対策工事の設計の業者選定はプロポーザル方式であった。
委員長	手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)

⑤番号 58【令和元年度 第5号 県庁舎自家発電設備長寿命化工事】

建築課 一般競争入札（簡易型）（低入札）

発注機関	(概要説明)
委員	入札が2回行われたのはなぜか。
発注機関	1回目の入札において全者が予定価格を上回ったため再入札を行った。
委員	低入札価格調査はどういった調査を行うのか。
発注機関	調査基準価格を設定しており、それを下回る入札については品質を確保した工事が可能であるかどうか調査を行う。調査基準価格を下回って落札するには保証金の増額や技術者の追加配置が付加要件となるためそれを履行できるか確認を行い、その次の段階で業者から資料聴取のうえヒアリングを行い、施工体制や材料の確保の金額が妥当であるかどうか調査を行う。
委員長	STEP 1 調査の数値的判断基準が省略されているのはなぜか。
事務局	STEP 1 調査の数値的判断基準は、入札の際に提出された入札価格に応じた積算内訳書と予定価格の費用を比較して判断基準を満たすか調査するもの。 今回の案件では1回目の入札で全者が予定価格を超過し、再入札において4者が調査基準価格を下回ったことから低入札価格調査の対象となったが再入札においては対応する積算内訳書の提出を義務付けていないため比較する資料がなかった。

<p>委員長</p> <p>委員長</p>	<p>仮に STEP 2 の詳細な調査に移行した場合には積算内訳書を含めた積算資料の提出を求め、より詳細な調査を実施することとなっているが、今回の事例は想定していなかったため対応を検討したい。</p> <p>こういった場合には STEP 1 調査の数値的判断基準を省略する等手続きが明記されている必要があると考える。対応を検討いただきたい。</p> <p>この点について継続して議論いただくということによろしいか。(各委員了承)</p>
-----------------------	--

⑥番号 223【令和元年度 第 2 3 - 1 号 甲賀圏域水害に強い地域づくり計画検討業務委託】

甲賀土木事務所 一般競争入札（簡易型）（低入札）

<p>発注機関</p>	<p>(概要説明)</p>
<p>委員長</p> <p>事務局</p>	<p>自己申告が過大であり無効とした業者からクレームはあるのか。</p> <p>今回ははっきりとしたミスでありクレームはない。</p>
<p>委員長</p> <p>事務局</p>	<p>価格も評価値も同じになっているがこのようなことはよくあるのか。</p> <p>見積を取って積算している。積算条件明示で見積の結果は公表しているためであると考えている。</p>
<p>委員長</p> <p>事務局</p>	<p>業者も同じような技術レベルで横並びになったということか。</p> <p>そのように考えている。</p>
<p>委員長</p>	<p>手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)</p>

以 上